

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 18 日

茨城県知事 殿
大井川 和彦

提出者

住所 茨城県高萩市赤浜160-2
氏名 アステラス製薬株式会社
高萩事業場
事業場長 笠原 信夫

電話番号 0293-23-4111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アステラス製薬株式会社 高萩事業場
事業場の所在地	茨城県高萩市赤浜160-2
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	16:化学工業
②事業の規模	—
③従業員数	135人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	少量、多品目生産の為、代表的なフローを別紙(1)に記す



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙(2)参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃アルカリ
	排出量	852.727 t	864.700 t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃水処理自動化に伴い汚泥の発生が抑制された。 ・ 環境負荷に配慮したプロセス開発および改善をすることにより産業廃棄物の排出の抑制を推進している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃アルカリ
	排出量	871.000 t	650.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 継続推進する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、金属、紙屑、乾燥汚泥などは分別、保管している。 ・ 事業場共通ルールとして「廃棄物管理基準書」を制定し、法律に準拠し運用推進している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 継続推進する。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③廃プラスチック	④ガラス	⑤金属	⑥木くず
17.121 t	0.280 t	2.817 t	0.240 t

②計画

③廃プラスチック	④ガラス	⑤金属	⑥木くず
15.500 t	0.510 t	6.170 t	0.180 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦水銀回収義務付け製品・蛍光灯	⑧廃油	⑨廃酸	⑩がれき
0.142 t	0.000 t	0.100 t	0.390 t

②計画

⑦水銀回収義務付け製品・蛍光灯	⑧廃油	⑨廃酸	⑩がれき
0.101 t	0.105 t	5.000 t	0.250 t

(第3面)-1

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃アルカリ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	（これまでに実施した取組） ・弊社で発生する廃試薬関係は、少量、多品種にわたるため再利用は進んでいない状況である。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃アルカリ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	（今後実施する予定の取組） ・再利用の計画は現状ない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃アルカリ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	463.889 t	0.000 t
（これまでに実施した取組） ・従来、廃アルカリは自社の廃液燃焼施設により焼却処分を行い、外部委託量軽減に努めてきたが東日本大震災の影響により廃止したため、外部委託処分とする。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃アルカリ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	788.000 t	0.000 t
（今後実施する予定の取組） ・特になし。			

(第3面)-2

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③廃プラスチック	④ガラス	⑤金属	⑥木くず
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

②計画

③廃プラスチック	④ガラス	⑤金属	⑥木くず
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③廃プラスチック	④ガラス	⑤金属	⑥木くず
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

②計画

③廃プラスチック	④ガラス	⑤金属	⑥木くず
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

⑦水銀回収義務付け製品・蛍光灯	⑧廃油	⑨廃酸	⑩がれき
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

②計画

⑦水銀回収義務付け製品・蛍光灯	⑧廃油	⑨廃酸	⑩がれき
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

⑦水銀回収義務付け製品・蛍光灯	⑧廃油	⑨廃酸	⑩がれき
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

②計画

⑦水銀回収義務付け製品・蛍光灯	⑧廃油	⑨廃酸	⑩がれき
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

(第4面)ー1

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃アルカリ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃アルカリ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施の計画は現状なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃アルカリ
	全処理委託量	391.158 t	864.700 t
	優良認定処理業者への処理委託量	174.818 t	864.700 t
	再生利用業者への処理委託量	12.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	7.990 t	861.790 t
（これまでに実施した取組） ・産廃情報ネット等の情報を参考に、委託基準を遵守出来る産廃処理業者を選定している。また、計画的に処理状況の現地確認等を進めている。 ・委託処理業者選定は、マテリアル及びサーマル等リサイクル処理を実施しており、最終処分が埋め立て処分ではない、委託処理業者を選定推進している。			

(第4面)ー2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

③廃プラスチック	④ガラス	⑤金属	⑥木くず
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

②計画

③廃プラスチック	④ガラス	⑤金属	⑥木くず
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③廃プラスチック	④ガラス	⑤金属	⑥木くず
17.121 t	0.280 t	2.817 t	0.240 t
17.121 t	0.280 t	2.817 t	0.240 t
2.180 t	0.240 t	0.000 t	0.240 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
13.400 t	0.040 t	0.523 t	0.000 t

(第4面)ー3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

⑦水銀回収義務付け製品・蛍光灯	⑧廃油	⑨廃酸	⑩がれき
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

②計画

⑦水銀回収義務付け製品・蛍光灯	⑧廃油	⑨廃酸	⑩がれき
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦水銀回収義務付け製品・蛍光灯	⑨廃酸	⑩がれき	⑩がれき
0.142 t	0.100 t	0.390 t	0.390 t
0.142 t	0.100 t	0.390 t	0.390 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.142 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃アルカリ
②計画	全処理委託量		83.000 t	650.000 t
	優良認定処理業者への処理委託量		71.000 t	650.000 t
	再生利用業者への処理委託量		12.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		6.000 t	650.000 t
			(今後実施する予定の取組) ・優良産廃処理業者の情報を入手し、選択、検討を進める。	
※事務処理欄				

②計画

③廃プラスチック	④ガラス	⑤金属	⑥木くず
15.500 t	0.510 t	6.170 t	0.180 t
15.500 t	0.510 t	6.170 t	0.180 t
1.500 t	0.500 t	0.000 t	0.180 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
13.000 t	0.010 t	0.070 t	0.000 t

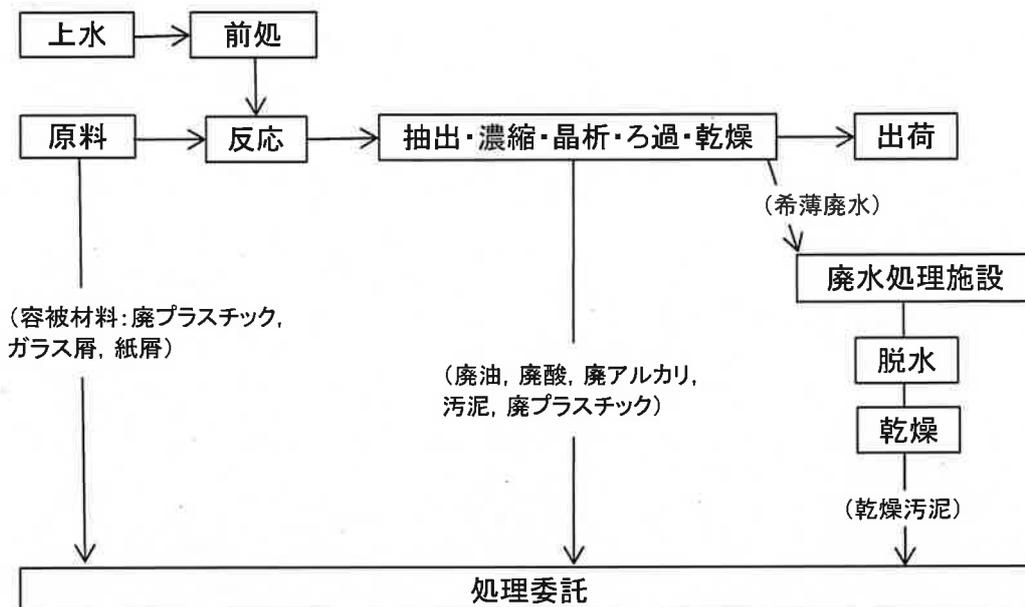
②計画

⑦水銀回収義務付け製品・蛍光灯	⑧廃油	⑨廃酸	⑩がれき
0.101 t	0.105 t	5.000 t	0.250 t
0.101 t	0.105 t	5.000 t	0.250 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.101 t	0.005 t	0.000 t	0.000 t

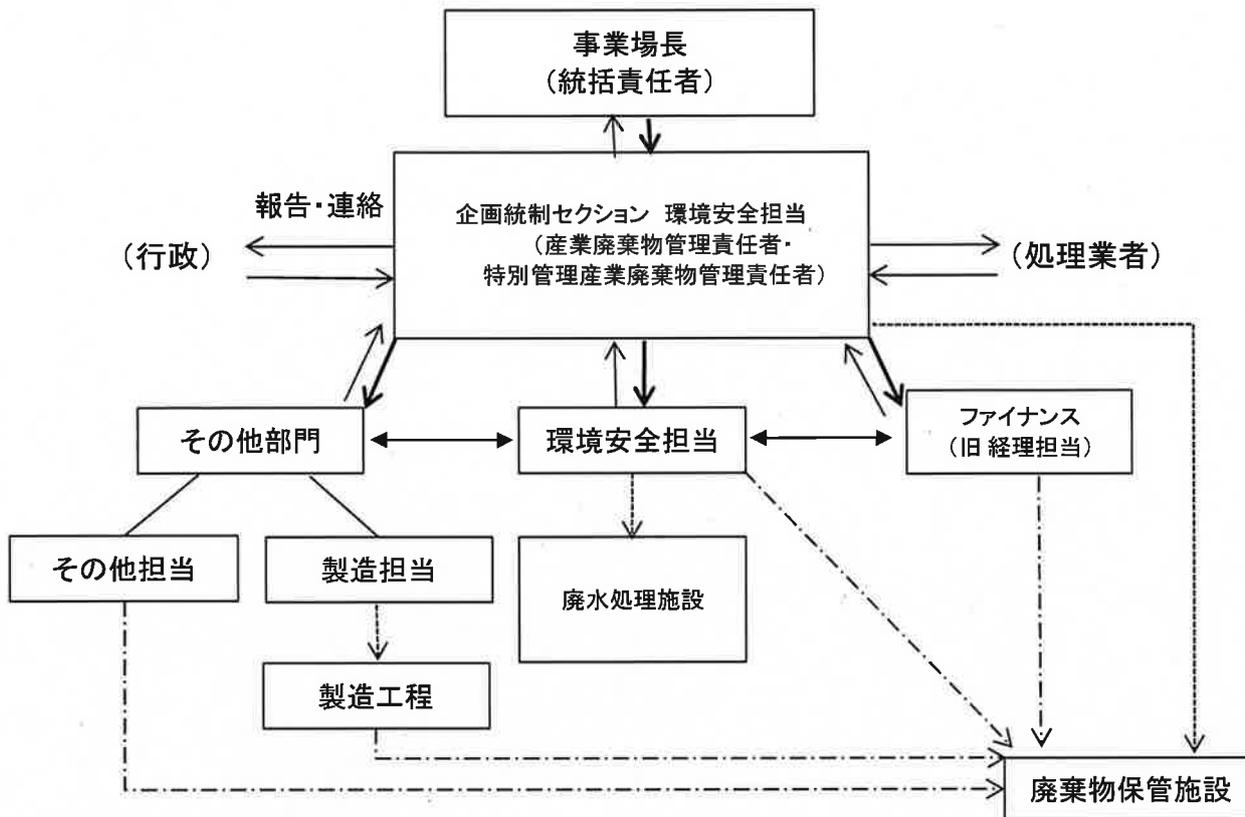
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【産業廃棄物発生工程フロー】



【管理体制図】



- 指示
- ⇔ 連絡
- - - -> 管理
- ⇔ 相互連絡
- · - · -> 産業廃棄物発生, 移動